



“危険ブロック塀等除却補助金のご案内”

地震発生時に伴う危険ブロック塀等の倒壊による人命被害を防ぐため、道路に面する危険ブロック塀等の除却に対し補助金を交付します。

除却費の2分の1に対し、最大5万円を補助します。

①対象となる人

次のすべてに当てはまる者が条件です。

- ア) 危険ブロック塀等の所有者若しくはその相続人
又はそれらのものから同意を得た人
- イ) 市税を滞納していない人
- ウ) 暴力団員でない人



安全に通行、通学ができるように

②対象となる危険ブロック塀等

次のすべてに当てはまるものが条件です。

- ア) 個人が所有するもの
- イ) 道路に沿って設置されているもの
- ウ) 道路又は地表面からの高さが1.2mを超えるもの
- エ) 国の点検表により点検した結果、危険性があるとみなされたもの

③対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工事業者が工事を行うもの
- イ) 完了実績報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- ウ) 工事着手前であるもの

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

※ブロック塀等を全部撤去したものが対象になります。(基礎は任意)

④補助金の額

除却費の2分の1で、限度額は5万円です。



チェックを！

⑤補助金の制限

補助金の交付は、同一年度につき1回限りです。



問い合わせ・相談は

渋川市建築住宅課（第二庁舎2階）まで

☎0279-25-7191

裏面に続く

< 表面 >

⑥申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類（コピー可）を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) 除却する塀の位置を示した敷地図
- ウ) 塀の現状が確認できる写真
- エ) 見積書（※市内業者に限ります。）
- オ) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）
またはこれに代わるもの *注1
- カ) 同意書（様式第2号）
- キ) その他市長が必要と認める書類



*注1 渋川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。
本人確認のため、身分証の提示をお願いします。

市外にお住まいの人は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑦完了時の提出書類

工事が完了したら、下記の書類（コピー可）を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書
- イ) 補助金交付（変更）決定通知書
- ウ) 領収書または支払いが確認できる書類（振込用紙等）
- エ) 工事完了後の写真
- オ) その他市長が必要と認める書類

※補助対象となるブロック塀等の例

